

短期入所生活介護事業
介護予防短期入所生活介護事業

永寿荘ショートステイセンター運営規程

社会福祉法人 恵 泉 会

短期入所生活介護事業

介護予防短期入所生活介護事業

永寿荘ショートステイセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵泉会が開設する永寿荘ショートステイセンター（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師・生活相談員・看護職員・介護職員・栄養士・機能訓練指導員（以下「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従業者」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従業者等は、要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るなどサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 永寿荘ショートステイセンター
- (2) 所在地 鶴岡市茅原町28番10号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 事業所の所長1名

管理者は、事業所の従業者の管理、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従業者

医師 2名（非常勤嘱託）

生活相談員 1名以上（常勤）

看護職員 3名以上（常勤換算）
機能訓練指導員 1名以上（常勤）
介護職員 30名以上（常勤換算）
栄養士 1名以上（常勤）

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。

(3) 苦情処理担当者 1名（常勤）

苦情処理担当者は、利用者からの相談又は苦情等に対応し、苦情処理を行う。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は、16名とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、
指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、
介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときには、
利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 介護
- (2) 食事の提供
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談及び援助
- (6) その他サービスの提供

2. 前項のほか、次の各号に掲げる費用の全額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 送迎に関する費用
- (2) 滞在費（従来型個室：1日あたり1,231円、多床室：1日あたり915円）
- (3) 食費（事業所が食事を提供した場合は、朝食370円、昼食650円、
夕食590円）

（経管栄養に係る濃厚流動食を持ち込みした場合は、1日あたり540円）

滞在費と食費において、負担限度額認定を受けている者については、負担限度額認定証に記載している滞在費、食費の負担限度額と滞在費、食費の設定額のいずれか低い額とする。

- (4) 理美容代

(5) 日常生活で通常必要となる費用で、利用者負担が適正と認められる費用

3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、鶴岡市の区域とする。

(サービス利用に当っての留意事項)

第8条 利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設内の日常生活は、管理者が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導指示に協力する
- (2) 他人に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努力する
- (3) 身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努める
- (4) 建物や備品及び貸与物品は、大切に取り扱うよう努める
- (5) 火災防止上次の点については、特に注意を払い火災防止に協力すること
 - ア 喫煙は、所定の場所で行うこと
 - イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと
 - ウ 火災防止上危険を感じたときは、直ちに職員に通報すること

(緊急時等における対応方法)

第9条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する計画（特別養護老人ホーム永寿荘防火管理規程）にもとづき、定期的に避難・救出等の訓練を行わなければならない。

(虐待防止に向けた体制等)

第11条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、従業者への研修の内容、虐待防止のための指針策定、

虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

- (3) 従業者は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力をする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族等、県及び市町村に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2. 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3. 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に職員研修を実施する。

(身体的拘束適正化の取組み)

第13条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- (1) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- (2) 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、必要な事項については管理者が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

平成18年5月30日全部改正、平成18年4月1日より適用する。

平成12年4月1日施行の短期入所生活介護事業 永寿荘ショートステイセンター運営規程は、平成18年3月31日付けで廃止する。

附 則

平成20年5月28日一部改正、平成20年4月1日より適用する。

附 則

平成21年5月26日一部改正、平成21年4月1日より適用する。

附 則

平成22年5月26日一部改正、平成22年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成23年5月26日一部改正し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

平成24年3月28日一部改正、平成24年4月1日から適用する。

附 則

平成25年5月29日一部改正、平成25年4月1日から適用する。

附 則

平成27年3月26日一部改正、平成27年4月1日から適用する。

附 則

平成27年7月29日一部改正、平成27年8月1日から適用する。

附 則

平成28年5月30日一部改正、平成28年4月1日に遡及して施行する。

附 則

平成29年4月1日一部改正、即日施行する。

附 則

平成30年3月20日一部改正、平成30年4月1日から適用する。

附 則

平成30年6月7日一部改正、平成30年4月1日に遡及して施行する。

附 則

平成31年4月25日一部改正、平成31年4月1日に遡及して施行する。

附 則

令和元年10月1日一部改正、即日施行する。

附 則

令和2年4月1日一部改正、即日施行する。

附 則

令和3年4月1日一部改正、即日施行する。

附 則

令和3年8月1日一部改正、即日施行する。

附 則

令和4年3月16日一部改正、令和4年4月1日から施行する。

附 則

令和4年3月24日一部改正、令和4年4月1日から施行する。

附 則

令和5年4月1日一部改正、即日施行する。

附 則

令和6年2月13日一部改正、令和6年4月1日から施行する。

附 則

令和6年3月21日一部改正、令和6年4月1日から施行する。

附 則

令和6年5月8日一部改正、令和6年4月1日に遡及して施行する。

附 則

令和6年5月8日一部改正、令和6年8月1日から施行する。

附 則

令和7年6月4日一部改正、令和7年7月1日から施行する。